



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 公安委員会規則

- \*16 停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- \*17 違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2
- \*18 高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則 ..... 2

○ 告示

- 1248 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) ..... 3
- 1249 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) ..... 3
- 1250 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) ..... 3
- 1251 " ( " ) ..... 4
- 1252 寒川土地改良区の役員の就任 (農業農村整備課) ..... 4
- 1253 建設業法に基づく営業停止処分 (技術調査課) ..... 4
- 1254 " ( " ) ..... 5

○ 公告

- 入札公告 (総務事務集中課) ..... 5

## 公安委員会規則

### 和歌山県公安委員会規則第16号

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月11日

和歌山県公安委員会委員長 竹田 純久

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

停止処分者講習を受けようとする者に対する講習の実施に関する規則(平成10年和歌山県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していな	(講習指導員) 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者

い者 ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略	ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略
---------------------------------	---------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県公安委員会規則第17号**

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月11日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

違反者講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

違反者講習の実施に関する規則（平成10年和歌山県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（講習指導員） 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者 ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略	（講習指導員） 第4条 略 2 講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。ただし、違反者講習のうち、運転者の資質の向上に資する活動（以下「社会参加活動」という。）の体験をさせることのみを担当する者については、講習指導員としてふさわしいものであると公安委員会が認める者とする。 (1)・(2) 略 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。 ア 略 イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過していない者  ウ 略 (4)・(5) 略 3・4 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県公安委員会規則第18号**

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年11月11日

和歌山県公安委員会委員長 竹 田 純 久

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則の一部を改正する規則

高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(高齢者講習指導員の要件)  
 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。  
 (1)・(2) 略  
 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。  
 ア 略  
 イ 法第117条の2の2第1項第9号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者  
 ウ 略  
 (4)・(5) 略

(高齢者講習指導員の要件)  
 第4条 高齢者講習指導員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。  
 (1)・(2) 略  
 (3) 次のいずれにも該当しない者であること。  
 ア 略  
 イ 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者  
 ウ 略  
 (4)・(5) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1248号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30721011 02	株式会社アリス	訪問介護事業所市松	和歌山県日高郡美浜町 三尾1786	訪問介護	令和 4. 11. 1	令和 10. 10. 31

和歌山県告示第1249号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30618901 29	特定非営利活動法人 精神医療サポートセ ンター	訪問看護ステーショ ンいしずえ和歌山	和歌山県岩出市湯窪43 -1 4号室	訪問看護	令和 4. 11. 1	令和 10. 10. 31
				介護予防訪問 看護	令和 4. 11. 1	令和 10. 10. 31

和歌山県告示第1250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類 (薬局は除く。)	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	大阪府泉佐野市鶴原二丁目11-12	訪問看護	訪問看護ステーションいしずえ和歌山	令和4.11.1
-----------------------	-------------------	------	-------------------	----------

## 和歌山県告示第1251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定年月日
特定非営利活動法人精神医療サポートセンター	大阪府泉佐野市鶴原二丁目11-12	訪問看護ステーションいしずえ和歌山	令和4.11.1

## 和歌山県告示第1252号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、寒川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

就任した役員（令和4年10月27日就任）

職名	氏 名	住 所
理事	堺典雄	日高郡日高川町大字寒川250番地
理事	幡川良安	日高郡日高川町大字寒川320番地
理事	杉本久一	日高郡日高川町大字寒川344番地
理事	竹本武吉	日高郡日高川町大字寒川878番地
理事	東嗣典	日高郡日高川町大字寒川1050番地
監事	堺好孝	日高郡日高川町大字寒川29番地
監事	奥村昌弘	日高郡日高川町大字寒川223番地

## 和歌山県告示第1253号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 処分をした年月日 令和4年10月31日
- 2 処分を受ける者
  - (1) 商号 小林電建株式会社
  - (2) 代表者氏名 小林逸平
  - (3) 主たる営業所の所在地 和歌山市出口中ノ丁18番地
  - (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-29）第2038号
- 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
- 4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

## 5 期間

令和4年11月12日から令和5年3月11日までの120日間

## 6 処分の原因となった事実

元取締役は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役10月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

## 和歌山県告示第1254号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次の者について営業停止の処分を決定したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 処分をした年月日 令和4年10月31日

## 2 処分を受ける者

- (1) 商号 海南設備工事株式会社
- (2) 代表者氏名 横出美保
- (3) 主たる営業所の所在地 海南市日方1289番地66
- (4) 建設業許可番号 和歌山県知事許可（般-3）第6584号

## 3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止

## 4 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業のうち公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

## 5 期間

令和4年11月12日から令和5年1月10日までの60日間

## 6 処分の原因となった事実

従業員は、刑法（明治40年法律第45号）の規定に該当したことにより、和歌山地方裁判所から懲役10月執行猶予3年の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第1項第3号の規定に該当すると認められる。

## 公 告

## 入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和4年11月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号  
令和4年度 調達案件番号20220070465号
- (2) 調達案件名  
空港用医療搬送車
- (3) 調達物品の名称及び数量

空港用医療搬送車 一式

(4) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(6) 納入場所

入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」又は「消防・防災用品」に登載されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課

(2) 期間

令和4年11月11日（金）から同年12月14日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

5 一般競争入札の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の場所及び日時

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）

イ 入札日時

令和4年12月21日（水）午後2時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、和歌山県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和4年12月20日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。

6 電子入札

この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、和歌山県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下

「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。

(1) 電子入札は、令和4年12月20日（火）午前9時から同月21日（水）午後1時45分までに行うこと。

(2) 開札日時及び場所

5の（1）に同じ。

#### 7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

#### 8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。

#### 9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

#### 10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、和歌山県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。

(3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がある場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

#### 12 その他

(1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

(2) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

(5) 政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手續の停止等があり得る。

### 13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Medical supplies Vehicle for Airport use : 1 set

(2) Time limit for tender :

2:00 p.m. 21 December 2022 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 20 December 2022)

(3) Contact point for the notice :

Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, 640-8585, Japan

TEL 073-441-2294

FAX 073-441-2288